

TSUBASA FC (ツバサ エフシー) 会 則

第1条 会の名称

本会は、TSUBASA FC (ツバサ エフシー) と称する。

第2条 会の趣旨

本会は、「ひまわり会」の組織の一つとして、ひまわり会の主旨に則り、サッカーを通してメンバー（選手）の技術の向上、体力の向上、および交流をはかり、メンバー（選手）の社会参加、地域参加に寄与することを目的とする。

第3条 活動の内容

サッカーの練習、及び試合への参加。支援者のネットワークの構築、交流・研修事業

第4条 会員資格

本会の趣旨に賛同し、練習やその他の事業に参加できる者であること。

第5条 事務局

本会の事務局はひまわり会（特別支援学校卒業生等を支援する会）におく。

第6条 組織・役員

1) 組織

①選手会、コーチ会、サポーターズクラブ（保護者等の会）の3会を設け、それぞれに委員会を置くことができる。会員は代表、顧問、特別役員を除き、上記のいずれかの3会に所属する。

②上記の3会より役員を選出し、代表、副代表、顧問、特別役員を加え本部委員会を設ける。

2) 役員

①代表を1名、副代表を3名、顧問を若干名選出する。また、代表の指名により特別役員を置くことができる。尚、代表、副代表、特別役員は各会の役員を兼任できる。

②選手会、コーチ会、サポーターズクラブ（保護者会）より、それぞれに以下の役員を選出できる。

●選手会／会長、キャプテン、副キャプテンの3名以上を選出する。

●サポーターズクラブ／会長、副会長（書記兼任）、会計、の3名以上を選出する。

●コーチ会／監督、ヘッドコーチ、マネージャーリーダーの3名を選出する。

ただし、コーチ会の役員選任は、総会を待たずに行なえる。

尚、それぞれ任期は一年とし、再選を妨げないものとする。各会にて必要に応じ役員を選出できる。

3) 上記役員は原則として総会にて承認されるものとする。

4) 各会単独の決定で総会を待たず代表の解任を請求できる。

5) 各会は必要に応じ委員会を開催することができる。

第7条 運営機関

1) 総会

①総会は年一回開催し、会員、役員、保護者、コーチをもって構成する。

②総会においては、役員、会則、年間事業、予算、決算報告、重大な案件を審議する。

③総会における事業、会計の当該期間は、4月より翌年3月とする。

④総会の議長は、代表が行うものとする。

2) 本部委員会

①本部委員会は、原則として代表、副代表、顧問 および

●選手会／会長、キャプテン または 副キャプテン

●サポーターズクラブ（保護者等の会）／会長、副会長、会計、書記

●コーチ会／監督、副監督、チーフマネージャー

等により構成され、必要に応じ代表により召集される。

②本部委員会は総会を運営し、総会で決まった事項が円滑に行われるよう推進する。

また、緊急な対応が求められる案件に対処する。

第8条 会費・入会・休会・退会・経費

1) 会費

一ヶ月1,000円とし、ボール等のチームで使用する備品の購入、コーチ謝礼や交通費、食料代等にあてる。会員が一ヶ月間練習に参加できなかった際は申請により、その月の会費を免除できる。

なお、部費の不足やそれ以外に費用が発生した場合は、そのつど協議し決定する。

2) 入会

入会希望者はその旨を代表（副代表）に申し出て、承認後にその手続きを行なうものとし、ひまわり会に入会するとともにスポーツ安全保険に加入しなければならない。

*入会金はないが、3月に年間保険代（スポーツ安全保険）とひまわり会年会費、1000円以上を支払う。なお、年度途中入会の場合も同額を支払う。

3) 休会

休会希望者は、前月末までに代表（副代表）にその旨を申し出て、承認後に休会できる。申し出のあった月を除き、休会月の会費は免除できる。

3) 退会

退会希望者は、前月末までに代表（副代表）にその旨を申し出て、承認後に退会できる。ただし、退会が年度途中や月途中であっても、ひまわり会年会費、年間保険代金、月会費は原則として返金しない。

4) 経費

①本会の経費は、会費（臨時徴収を含む）、寄付金、助成金をもって充てる。

②活動において支出が発生する際は、概算払い、確定払いのいずれであっても事前に会計に報告する。

③上記以外の会費や会計に関する諸問題には、本部委員会に対処する。

第9条 緊急時の対応

会則に定めのない問題が発生した場合には、「第2条 会の趣旨」や「安全・安心」にそくし、本部委員会が方策を選択する。

附則（その他の約束）

①グラウンド整備、ゴール運びは全員で行なう。

②附属小グラウンドを使用する際は、終了後、特別支援学校の担当者にその旨を伝える。

③駐車場として特別支援学校を使用する際は、鍵の開閉は責任者がおこなう。会員は敷地内では静かに速やかに行動し、集合場所以外へは行かない。

④練習にご協力いただき、コーチ、マネージャー、保護者やグラウンドを使用させていただく関係者の方々に感謝する。

⑤選手は活動中にその場所からはなれるときは、コーチ、マネージャーに伝える。

⑥選手は自分の体調や翌日の仕事、学校のこと または、自分のお金のことを考え、活動を自分で管理する。

⑦会員は「楽しさの創造」と「チームの発展」のため、主体的、自主的に活動する。

平成20年5月

平成21年5月 第6条を一部改正